

借入(リース)物件仕様書(自動車)

1 車種等

車種・台数	普通乗用自動車(電気自動車)・1台
ミッション・燃料	AT・電気
駆動用バッテリー	リチウムイオン電池
乗用定員・ドア数	5人・5枚
車体カラー	白色
指定文字等	両サイド前席ドア部に「横浜市戸塚土木事務所」と濃紺色で記入し、(左ヨコがき一文字6cm×6cm)その上にハマのマークを入れる(10cm×14cm)。
装備品	エアコン、AM・FMチューナー、時計、バックブザー、フロアマット、前後サイドバイザー、リヤワイパー&ウォッシャー、熱線リヤウインド、タイヤチェーン、ラジアルタイヤ仕様、車両用消火器(ABC消火器1kg)、エアバック(運転席・助手席)、新車標準工具一式(ジャッキ、レンチ、ドライバー、スパナ、プライヤー、ペンチ等)、パワーウインドウ、イモビライザー、電動格納式リモコンドアミラー、ABS(EBD・ブレーキアシスト付)、ETC、ドライブレコーダー(前・後)、バックカメラつきカーナビゲーションシステム(テレビ無)
特別装備	前後の座席に、固定式ビニールカバー(厚さ:0.2mm以上)をつける(現場監督車として使用するため、掃除のしやすいビニール張りとする)
例示車種	メーカー、車名、グレード
	・日産自動車工業(株)、日産リーフ・X
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	適合
その他参考事項	現在の使用状況:年間平均走行距離 約5,000km ドライバーの状況:複数人 九都県市指定低公害車に該当 神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う。

2 物品納入期限

令和5年4月10日

3 借入期間(本年度分)

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

4 借入月数(本年度分)

12か月

5 予定借入期間及び最終日

7年間 令和12年4月2日

6 物品保管場所

所在地 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町2974-1
名称 横浜市戸塚区戸塚土木事務所
電話 (045) 881-1621

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。

また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リースするものとする。再リースする場合の月額賃貸料については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

(10) 一般社団法人次世代自動車振興センターから電気自動車に係る補助を受けることとし、本補助を受け る場合には賃貸人が申請を行うこととする。

ただし、本補助が廃止された場合又は金額等の変更がされた場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

8 発注担当課

所在地 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町2974-1
担当者 横浜市戸塚区戸塚土木事務所 電話： (045) 881-1621
栗山 FAX： (045) 862-3501